

事項	平成17年度 予算額	主な内容
	千円	千円
エイズ対策	8,684,598	*保健衛生施設整備費等についてはメニュー事業のため計上から除く。
1. 原因の究明		17,809
①エイズ発生動向調査経費		
②血液凝固異常者実態調査事業		
2. 発生の予防及びまん延の防止		443,021
①HIV感染者等保健福祉相談事業		
②エイズ患者等に対する社会的支援事業		
③個別施策層対応手引書作成費		
④保健所等におけるHIV検査・相談事業 等		
3. 医療の提供		1,088,107
①エイズ治療拠点病院医療従事者海外実地研修		
②HIV診療医師情報網支援事業		
③医療提供体制確保経費		
④地方ブロック拠点病院整備促進事業		
⑤血友病患者等治療研究事業 等		
4. 研究開発の推進		4,293,865
①エイズ対策研究の推進		
②外国人研究者招へい等研究推進事業 等		
5. 国際的な連携		485,522
①アジア地域エイズ専門家研修事業		
②エイズ国際協力計画の検討		
③エイズ国際会議開催支援事業 等		
6. 人権の尊重		9,911
①エイズ知識啓発普及事業		
7. 普及啓発及び教育		1,927,600
①「世界エイズデー」啓発普及事業		
②エイズ対策評価検討経費		
③エイズ予防情報センター事業 等		
8. 施策の評価及び関係機関との新たな連携		418,763
①青少年エイズ対策事業		
②エイズ対策促進事業費等補助金 等		

「エイズストップ作戦本部」の設置について

1 趣 旨

我が国のエイズの現状は、患者・感染者の急増や全国的広がり、異性間性行為による感染の増加、在日外国人感染者の増加など新たな局面を迎えてい。こうした状況を踏まえ、厚生労働省内に厚生労働大臣を本部長とする「エイズストップ作戦本部」を設置し、国、地方公共団体、医療関係者、NGO等が共に連携し、人権や社会的背景に最大限配慮しつつエイズに関する正しい知識の啓発普及に取り組む。

2 内 容

(1) 啓発普及活動の実施

- ①若者向けメディアを中心とした継続的なPR作戦の展開
- ②民間部門との協力によるシンポジウム等の開催
- ③ポスター・標語（例：エイズ予防10か条など）の募集と決定
- ④「世界エイズデー」等キャンペーン事業の実施 等

(2) 啓発普及の材料の提供

- ①「エイズ・リポート」の作成・発行
- ②エイズ啓発普及のための教材セットの企画・作成
- ③エイズ啓発普及活動のインフォメーション・サービス 等

3 構 成

(1) 本 部 長：厚生労働大臣

(2) 副本部長：副大臣、事務次官

(3) 本 部 員：官房長、医政局長、健康局長（総括）、医薬食品局長、労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、保険局長、社会保険庁次長

(4) 渉外・広報担当部員：各地で啓発普及活動を行う。

(5) 事 務 局：本部の事務を処理するため、健康局疾病対策課に「エイズストップ作戦本部事務局」を置く。

4 設置日時

平成4年10月20日

（同日、公衆衛生審議会伝染病予防部会エイズ対策委員会が「エイズ対策に関する提言—エイズについての緊急アピール—」を意見具申）

（平成13年2月14日組織改編）

エイズストップ作戦本部設置規程

〔平成13年2月14日
厚生労働大臣伺い定め〕

(設置)

第1条 エイズに関する正しい知識の啓発普及に官民挙げて取り組むための具体的な方策を検討し、適切に実施するため、厚生労働省に臨時に、エイズストップ作戦本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 副本部長は、副大臣のうち本部長の指名する者及び事務次官をもって充てる。

4 副本部長のうち、副大臣を総括副本部長とし、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

5 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、本部員を追加することができる。

6 本部員のうち、健康局長を総括本部員とする。

(涉外・広報担当部員)

第3条 本部に、涉外・広報担当部員を置く。

2 涉外・広報担当部員は、別表2に掲げる者をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、涉外・広報担当部員を追加することができる。

(幹事会)

第4条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会の構成は、別表3に掲げる者をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、幹事を追加することができる。

(事務局)

第5条 本部に、エイズストップ作戦本部事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局次長1人及び事務局員若干名を置く。

3 事務局長は、健康局疾病対策課長をもって充てる。

4 事務局次長1人及び事務局員は、総括本部員が指名する者をもって充てる。

5 事務局の庶務は、健康局疾病対策課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年2月14日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成17年10月18日から適用する。

別表1（第2条関係）

本 部 員
官房長
医政局長
健康局長
医薬食品局長
労働基準局長
職業安定局長
雇用均等・児童家庭局長
保険局長
社会保険庁次長

別表2（第3条関係）

涉外・広報担当部員
大臣官房総括審議官
総括審議官（国際担当）
技術総括審議官
審議官（医療保険担当）
審議官（健康、医政担当）
審議官（医薬担当）
審議官（労働基準担当）
審議官（職業安定、援護担当）
審議官（職業能力開発、国際担当）
審議官（雇用均等・児童家庭、生活保護担当）
審議官（老健担当）
審議官（年金担当）
健康局総務課長
疾病対策課長

別表3（第4条関係）

エイズストップ作戦本部幹事会

大臣官房総務課長

　　総務課広報室長

　　国際課長

　　厚生科学課長

医政局総務課長

　　研究開発振興課長

　　国立病院課長

健康局総務課長

　　疾病対策課長

　　結核感染症課長

　　生活衛生課長

医薬食品局総務課長

　　血液対策課長

　　食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長

労働基準局安全衛生部労働衛生課長

　　労災補償部労災管理課長

職業安定局総務課長

雇用均等・児童家庭局総務課長

　　母子保健課長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

　　精神保健福祉課長

保険局総務課長

　　医療課長

社会保険庁総務部総務課長